

若越郷土研究

52 の 1

火進上と印地打ちの民俗

金田久璋

1 越前の印地打ち

「印地打ち」と呼ばれる石合戦の民俗について、拙稿「狐狩り候―民俗行事キツネガリの起源」（『森の神々と民俗』所収、白水社）のなかで、「印地打ちの語源については、『石打ち』という言葉がなまったものとする説以外、確実な説はない。守屋（守屋毅）は『いんじ』『いむち』が朝鮮語に由来する言葉であった可能性を指摘している。それはともあれ、古い歴史をもつ兵法としての飛礮は別として、端午の節供における石合戦のもっとも古い事例を、平安時代末期にえがかれた『年中行事絵巻』に見ることができることから、民俗儀礼としての石合戦がこれまで注目を集めてきた」とのべたことがある^①。そのうえ

で、県内の事例を『越前若狭の伝説』と『拾稚雑話』から四件引用し、端午の節供ばかりではなく、小正月の来訪神行事とされるキツネガリにおいても、若狭から丹後・丹波地方にかけて石合戦が行われていたことを調査資料にもとづいて論証した。

ここでは、越前地方の石合戦の民俗について、『越前若狭の伝説』から再度引用する。出典は『足羽郡誌』から再録したものである。

「太閤検地のとき上六条の村民は、小稲津との境界のくいを夜の中に三町分張り出しておいた。役人はこれを疑ったが、六条村の村民はあくまでも主張した。上六条に源内という者がいて、『もしうそであるならば、自分に必ずたりがあるであろう』といったので、事は落着した。

しかし小稲津方ではおさまらず、上六条と石合戦を始めて、源内を打ち殺そうとした。源内は、殺生禁断の中野の専照寺に逃げこんでようやく一身の安全を得た。この石合戦は、ちょうど五月五日であったので、毎年端午の節句をもって石合戦の日と定めた。維新までは毎年足羽河原で行ない、負傷者も出

た^②。

さらに大野市中島（旧西谷村）でも、かつて端午の節供に石合戦が行われたことを故・藤本良致氏のご母堂の記憶として付記したが、意外なことからそれ以外にも越前地方でかつて石合戦が行われていたことを最近にたづね知った。福井市在田（旧清水町）在住の宇野肇氏の第三詩集『不思議な星一つ』（2006）所収の詩「火進上」から第三連を次に引く。「それをかざして暗くなった／在田、乙坂の国境線に集まる／火進上！と節をつけて叫ぶ／少年たちは、小石を相手側になげる／この日だけ この戦いが許される」と著者は記憶をたどって事実をしるしている^③。「それ」とは「山にかけ松脂や杉脂を集め／ぼろに石油をにじませたいまつ」のことである。越前地方で端午の節供以外に、戦前までこのような夏期の松明行事の際に少年たちの石合戦が行われていたことが知られる。

2 在田の火進上と石合戦

旧清水町在田は古くは「有田」とも書き、

丹生山地の東端に位置する芝摺山（乙坂山）の山麓に帯状に連なる約60戸ののどかな農耕地帯である。『福井県地名大辞典』によれば、山麓の高台に六基の円墳と弥生時代の集落の遺跡が確認されている。『越前国名蹟考』巻之三に「田中郷有田村高六百五十七石二斗三升二合 西尾領」とあり、当初は福井藩領であったが明和元年（1764）から三河西尾藩領となった。約一割余は畑作物で麦・粟・稗・大豆・蕎麦・麻・菜・大根などを作り、麦は九反余の田で二毛作をしたとされる。氏は熊野神社。寺院は明厳寺・浄宗寺・法満寺がありいずれも浄土真宗本願寺派京都常楽寺末。明治初年には氣比庄村に所屬、明治21年の市町村制により天津村に編入され、昭和30年に清水町の大字となり平成18年の市町村合併により福井市となった。

さて、当地在住の宇野肇氏（大正12年生まれ）によれば、火進上の行事は日野山登拜の神事とされ、毎年8月23日に大人の有志により日野山登りが行われた。その際に村の端で日野山にむけて松明が掲げられ、その行事を「火進上」と呼んだ。松明は銘々が一本宛用

意することになっており、松脂や杉脂をボロにくるみ石油をにじませたものを、約2メートルの竿竹の先に針金で縛りつけて火を付けた。

夕刻の午後7時半ごろになると、約20人ばかりの高等科四年から六年の生徒達が、アイダノハナ、オッサカノハナと呼ばれる隣村の旧朝日町乙坂との村境に集合し、50メートルほど離れて両村の若衆が相対し氣勢をあげてイシナゲをした。隣村との敵愾心をこめて石を投げ合ったが、特に相手を罵倒したわけではない。村境は水田やスキ原になっており、適当に砂利石をつかんで投げ、夕闇もあつて時には命中し怪我もしないわけではなかったが、実害がでるほどの大怪我をしたことはなかったという。両村の暗黙の掟として命の中してもおたがいに文句をいわないこととされていた。学校の関与はいっさいなく、若衆たちの昔からの習わしどおり石合戦は拳行され、約1時間ばかり投げ合つて無言でひきあげたと氏は語っている。「在田区の少年たちは乙坂の少年を／他所ものと敵意に満ちる／別に勝敗はつけなかったが／毎年この戦いは

つづけられた／区の境は国境線だった」のである。氏によれば、「火進上」と呼ばれる日野山祭りのこの行事は、時節がら虫送りの意味合いもあつたようである。

3 虫送りと火進上の民俗

たとえば、『朝日町誌・通史編』第七節幕末の朝日―「天保の飢饉と虫送り―虫送りの終焉」には、在田の隣村、田中村の事例としてつぎのような記事がみえる。

「大人のもつ大たいまつを先頭に集落から農作道に出て、てんでにたいまつを振りかざしながら『オンタケサンノヘイシンジョー、ヘイシンジョー』と呪文を大声に唱えながら畔道・農作道をくまなく回つて藁スベを積み上げた村境に集まりそれに火をつけ氣勢をあげ害虫を下石田村側へ追いやる。オンタケサンとは日野山、ヘイシンジョーとは『火進上』のことだという。いつしか日野山祭りと習合したようである。一方下石田村のほうでも同じことを行つており、害虫を追いやるうとする田中村に対して、逆に田中村へ追いやるうと子供たちが和田川べりに待ち構えている。

双方しばらく夕闇のなかで睨み合い、そのうちどちらからともなく相手の出方を窺うために石を投げる。そこからしばらく石合戦となる。もちろん相手に当てるつもりはない。そのあと田中村側が川向こうの田中村地籍へ突

撃、待ち受ける下石田村子供たちとそれぞれ一騎打ちをする。もちろん遊びであるが次第に興奮して喧嘩の様相を示してくると、双方の付き添いの大人たちが『そこまでここで』と仲裁に入り双方引き分けて試合終了、虫送りは終わる。この虫送りは子供の戦争ゴツコのような娯楽と化していたが、たいまつ・呪文、石合戦（古代から悪霊退散、豊作祈願の呪術とされている。当地方では婚礼の際にも行われたらしく、禁止の申し合わせも行われている）など古い姿を濃厚に残していた^③。

生き生きと当時の行事の様子が再現されているが、「一騎打ち」とは具体的にどういうことをしたのか、今一つそのあたりのことがよくわからない。石合戦のあとに行われていることから、虫送りの松明で応戦したのであろうか。ともあれ、在田の方がいささか荒っ

ぽい感じはあるが、いずれもオンタケサンと呼ばれる日野山祭りの松明行列が虫送りと習合し、その際に子供たちの石合戦が行われたものと考えられる。

在田同様、毎年八月二十三日があてられ、当日の早朝に子供たちが各戸から藁すべを集めて歩き、和田川の川べりに山積みにしておく。氏神の白山神社の境内に集合して大人の指導で大松明・小松明を作った。本来はこの神事は各家の戸主が勤めたが、何時の時代からか若連中の担当となり、さらに子供組の行事になったとされている^④。

「当地方では婚礼の際にも行われたらしく、禁止の申し合わせも行われている」とあるが、これは石合戦というよりも制裁としての石打ちと考えられる。前者は双方相対峙して石を投げ合うが、後者は一方的に石を投げて相手を威嚇し、乱暴狼藉をほしのままにする。いわば石合戦は儀礼的かつ遊戯的であるが、石打ちは制裁的、懲罰的要素が濃厚にある。

4 石打ちの禁制

村外婚を妨害する行為としての水あびせと石打ちについて、多仁照廣氏は『若者仲間歴史』のなかで、水あびせについては『正宝事録』の慶安元年（1648）に、また石打ちについては享保九年（1724）の江戸町触として禁制が公布され、「寛政改革以前の若者仲間に関係する幕府の禁制は、婚姻妨害が主な対象となっていて、それを行う組織についてまではまだ言及していない。しかし、江戸町触に見える婚姻妨害行為が、水あびせから石打ちにその取り締りの実際の対象が変化し、それが町ばかりではなく在方にまで及んだことは、石打ちに対する幕府の関心が強くなってきたことを物語る。また、天明六年の播州の例に見えるように、石打ちという風俗ないしは民俗現象を、徒党による打ち毀しと結びつけて処罪する考え方が出てきた事は注目に値する」とのべている^⑤。「徳川禁令考」によれば、石打ちに対する刑法として江戸十里四方追放や江戸払い、手鎖などの厳しい処罰が行われた^⑥。水あびせの場合は「水祝」「水掛祝」という言葉があるように、現在も各地

の来訪神行事に継承されており、どちらかというと思ふだけで儀礼的な要素が見られるが、石打ちはむしろ激情的な婚礼妨害行為が際立っているように考えられる。破壊行為がともなうために、反社会的でその分きびしい懲罰が科せられたのである。

5 印地打ちの歴史

さて、「豊凶の占いとしての信仰に裏付けられたもの」(『日本民俗学辞典』上、「石合戦」の項)とされる印地打ちの民俗が、はたして歴史上記録されるのはいつの時代からであろうか。それを詮索するまえに、まずは戦国期の英雄、織田信長と徳川家康の印地打ちにかかわる興味深い故事を、長い引用になるが紹介しておく。いずれも少年時の非凡な俊英ぶりが将来を予想させるものとして驚嘆されている。

「織田信長公斎印陣打の事」

一織田上總介信長公は、各斎第一の名人なり。角力を好てとらせらるゝに、三番勝する者へは焼たる栗三づ、褒美にあたへ給ふ。至てしはき事これにてしるべし。然ども其

器量においては、中々凡人の及ぶ所にあらず。幼年の時、尾州清須在所の寺へ手習に行けるに、相弟子の寺子供四五十人も有けるが、五月五日の日は休の事なれば、印地打を遊びとなす。此印地打は、古きたはむれにして頼朝時代より有とぞ。たとへば其遊は、子供東西に立わかれ、石礫を以て打合勝負を争ふ。五月五日を印地打の遊びの日とす。印陣打と双方の手負死人多きに因て、或怨を含み憤恨を挟むもの少からず。毎年々々其戦ひ大になりて、偏に劍を用ひざる軍に同じ。此故に御三代目將軍家の御時、寛永十一年印地打の儀嚴敷御制禁を仰出されける。信長幼少の時、深く此遊びを好て、五月五日の日はいつも、御母公より、紙筆墨のたぐひ、飯米三斗に永樂錢一貫文づ、そへておこされけるを、信長其錢をば子供にあたへ印地打をさせらる。其鳥目をもらひたるものは、勳拔群也。扱又高名により、褒美として恩賞の鳥目を與ふ。終に一錢も貯へずして、皆子供らにわかち與へけり。其心入の程、日頃の各斎とは格別にて、心有者は、此

童子未々は名將となりなんとて、舌を巻て感ぜしとかや。果して其ごとく也。」(『雨窗閑話』)

「一、徳川家康公十二歳竹千世殿と申奉る時、中間の肩にめし、五月菖蒲ざり見物にいでさせ給ふ。一方に人三百ばかり、一方に百五十ほどなり。見物の人々是を見て、人のすくなきかた必まけんとして、大勢の方へ立よらざる者はなかりけり。さるほどに竹千世殿を肩にのせ奉たる中間も、大勢の方へ立よらんとす。其時竹千世殿仰らるゝは、何とて我を皆人の行方へつるゝぞ。今た、きあふならば必人のすくなき方勝べし。あれほどすくなき者共が多勢を軽思ひ、出張てゐたるは、能々多勢の方を弱思ふたる者也。又は両方討合時、(物かけより)多勢にてすくなき方をすけんと思ふ事もあらん。いざすくなきかたへゆきて見物せんとしたまふ。御供の者ども腹立して、しらぬ事をばのたまふなどて、無理に大勢の方に留けり。如案打合時、人「の」すくなき方の後より大勢かけ付て、荒手を入替うちければ、初大勢ありし方打まけて、ちりくくにげ乱る。見物の者も我先にと退ふた

めく。竹千世殿見給ひて、云ぬ事かと宣ひて、肩にのせ奉りたる中間のかしらを、御手にてた、きわらはせ給ふ。」(『甲陽軍艦』)

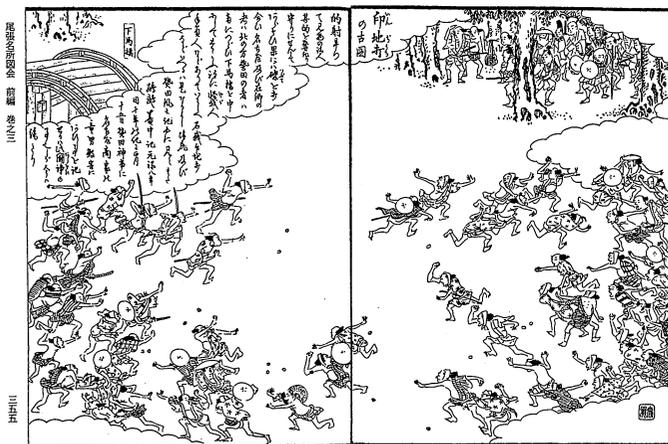
さすがに英雄の非凡さが生彩ある筆致で活写されており、いずれも五月五日の印地打ちの記事として取り上げられている。『守貞漫稿』に「或曰、端午ノ印地打止テ印地切、インジユギリト訓ズ、トナリ、正保慶安ノ頃ハ、此日専ラ童ノ挑争フ印地切モ停テ菖蒲打トナル」とあり、正保・慶安とすれば五十年ばかりの時代差があるが、後者はすでに「菖蒲切りの行事として記述されている。なお、『武徳編年集成』には天文二十二年(一五五三)五月五日に安倍河原に神君が見物されたことを記している。

史料上の印地打ちの初見は、『廣文庫』の「いんぢうち(印地打)」によれば『扶桑見聞私記』の建久八年(一一九七)五月五日の記事に「端午の節句為嘉儀大小名出仕ス、今日材木座ノ童部共ト、米町ノ童部ドモ七八十人宛、左右ニ立別レテ、始テ陰陣打アリ、十五六、十六七以下ノ子ドモ以飛礮打合ヒケル程ニ、頭被打破、或ハ眼ヲ被打潰、朱ニ成ル

者多シ」とあり、時には太刀や六尺余の檜の棒をうち振るつての乱暴狼藉や刃傷沙汰になり、「見物ノ貴賤目ヲ驚ス、於是陰陣打ハ止ミタリ」と戦陣と変わりないあまりの惨事ぶりに禁制となったようである。『吾妻鑑』文永三年(一二六六)四月小の条にも「京都の飛礮はなほもつて狼藉の基たり。固く禁遏を加ふべきの由」とみえ、当時からその熱狂ぶりが問題視されていた。

時には大人も加勢することもあったが、『尾張名所図會』の印地打の古図には橋の袂で石合戦に興じる少年たちが描かれ、手には石と棒、腰には太刀も差していて、回りに武士たちや僧、神主、百姓たちが木立ちの陰からその様子を見守っている。『年中行事大成』には「いにしへ京師の児童、柳の木刀を腰に横さへ、頭巾を着し、山伏の体に擬ひ、晩に及んで鴨川の辺に出で、各左右に分れて隊をなし、左右一同に礮を打合ひ相戦ふ、是を印地打といふ、或ハ又地上に印をつけ塚を分ち、然して柳の木刀にて打合ひ、戦ひ勝て相手の界に入るを善とし、戦ひ負けて我界を逃げ出れば悪しとす、故に印地の名あり」とその装

束が記され、勝負による吉凶が判断されている。柳の木刀は『橋庵漫筆』に「其制柄の處はあら皮を残し、柄糸を巻たる形に、菱形に皮を剥、身の處はみな皮をむきて白木とせり」「ちんぢんの棒とて、上巳端午には翫物とせり、元来犬打にて犬追物を戲擬せりとぞ」とあり、いわゆる削り掛けの祝い棒のバ



リエーションと考えられる。印地打ちの予祝儀礼としての要素がその採物によくあらわれている。常陸岩城では火進上同様に「川を隔てて手火松を打合ふ」(『倭訓栞』)ことも行われた。

たとえば『廣文庫』の「印地切」の解説のなかで、端午の日の印地打ちがやがて「一変していんぢ切となり、正保慶安の頃ハ、此の日専童のいどみあらそひし事、昔昔物語にくわし、其いんぢ切止みて菖蒲打となれり」とし、さらに『中古風俗志』を引き「所々の広小路へ童集り、菖蒲にて大きなふとき三ツ打ちの縄をこしらへ、或ハ長竿等持出で、往來の子供へ志やがめ志やがめといひて下座をさせ」と印地打ちから印地切り、菖蒲切り・菖蒲打ちへと時代が下るにつれて変遷を重ねることがよくわかる。「菖蒲」が「尚武」や「勝負」の掛け言葉であることはいままでもない。主として端午の節供があげられたのはこのことによるが、むしろ小正月にも行われたのはその予祝性によるものである。『張州府志』熱田社四序祭奠略には、「正月十五日射礼」の際に氏人が南北にわかれて瓦石を投

げ合う印地打ち(伊牟知)が行われ、死傷者が出て官禁となった経緯が簡記されている。

6 飛礫と印地打ち

では、兵法としての印地打ちについてその有効性はどうか。たとえば『源平盛衰記』衣笠合戦事に、「若者共ガ軍ノ様コソヲカシケレ」(『京軍部ノ向ツブテ、河原印地ノ様也』)とか、同「法住寺城櫓合戦事」に「堀川商人向飛礫ノ印地ノ冠者原、乞食法師、加様ノ者共ヲ被レ石タレバ、合戦ノ様モ争カ可レ習、風吹バ轉ビ倒レヌベキ者共也、危クゾ見ケル」とあるように、いささか軽侮、侮蔑の含意がこめられているように感じられる。もつとも、「わらはべの、小弓をもちて、いんぢとして侍るは何のゆへぞや、答、むかし左右近衛の馬場にて馬にのりて、ゆみいし事の侍るなり、ひをりの日なども申にや、これらはいんぢのはじめとは申べからん」(『世談問答』)とあり、「ゆみいし事」すなわち流鏑馬、騎射にその由来を求めている。

とはいえ、飛礫は世界史的な観点から言えば石器時代から中世まで、武器として用いられ、投げ石縄や石弓も発達した。印地打ちと

呼ばれる石合戦も生業の予祝儀礼として取り入れられたものと考えられる。

「飛礫と合戦」について、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館館長の青木豊昭氏が企画展図録『戦いの軌跡をさぐる』のコラムのなかで、『朝倉始末記』を引用して天正二年四月の一向一揆の折、「武器に事欠く一向一揆勢が飛礫を活用したことを物語る」とし、さらに福井市小羽山(旧清水町)の十六世紀末の山城跡で発掘された五三二個の角礫が飛礫にほかならないことに言及している。「小羽山城の守備兵が敵に急襲されて主郭に押し込められ取り囲まれてしまったため、主郭に備蓄していた飛礫を散々に投げつけた飛礫ではなかつたか」「主郭上に飛礫が一個も無かつたことは守備兵がみんな退治されてしまったと考えられ」「小羽山の礫群は、飛礫と合戦の県内での唯一の発掘例となり貴重」であるとす。

ともあれ、武器としての飛礫と印地打ちの火進上の民俗が、近世以降に旧清水町周辺で行われていたことは、必ずしもその変遷までたどれないとしても大変注目されることにち

がない。『扶桑記勝』に「朝鮮にも五月五日此の俗ありしよし東国通鑑に志るせり」とあるように、越前地方の一地域の習俗が東アジアばかりか遠く南米にも見られることは奥ゆかしいことである。大林太良氏は「正月の来た道」のなかで「農耕儀礼としての石合戦が稲作とともに日本に入ってきたという考えは、基本的には正しい方向を指している」と述べている。

したがって、「飛礫覚書」のなかで網野善彦氏が「飛礫は以後、一方では社会的性格を強めるとともに、他方で次第に小正月や五月五日の節句の行事と化し、遊戯化の傾向を明らかにしていく。それがほぼ南北朝を境としている点、日本の民族史を考えるさいの重要な問題の一端がみえているように、私は思われてならないのである」とのべているが、国外の事例を含めれば必ずしもそのような単純には割り切れないものがあり、後考を俟つこととしたい。

〔注〕

- ①拙稿「狐狩り候—民俗行事キツネガリの起源」、『森の神々と民俗』所収、白水社、1998年、44ページ
- ②杉原丈夫編『越前若狭の伝説』、松見文庫、1976年、152ページ
- ③宇野肇『詩集3 不思議な星一つ』、私家版、2006年、13ページ
- ④『角川日本地名大辞典18福井県』、角川書店、1989年、「在田」(清水町)の項、63～64ページ
- ⑤『朝日町誌 通史編』、朝日町、2003年、397～398ページ
- ⑥前掲③
- ⑦多仁照廣『若者仲間の歴史』、日本青年館、1984年、108ページ
- ⑧『徳川禁令考』後集第四、創文社、1978年、30ページ
- ⑨『日本民俗大辞典』上、吉川弘文館、1999年、「石合戦」の項、80～81ページ
- ⑩『雨窗閑話』『日本随筆大成』第四、吉川弘文館、1927年、53ページ
- ⑪『甲陽軍艦』(上)、人物往来社、1965年、123～124ページ
- ⑫『守貞漫考』(四)、岩波書店、2002年、212～216ページ
- ⑬『武徳編年集成』『廣文庫』第三冊所収、名著普及会、1989年、177ページ
- ⑭物集高己・物集高量『廣文庫』第三冊、名著普及会、1916年、175～176ページ
- ⑮『吾妻鑑』第三十三巻所収、吉川弘文館、1936年、870ページ
- ⑯『尾張名所図絵』前編、臨川書店、1998年、354ページ～355ページ
- ⑰『年中行事大成』、連小春暁斎、臨川書店、2003年、348ページ
- ⑱『橋庵漫筆』『廣文庫』第三冊所収、名著普及会、1989年、178ページ
- ⑲『倭訓栞』上巻、名著刊行会、1990年、229ページ
- ⑳前掲⑭179ページ
- ㉑『中土風俗志』『廣文庫』第三冊所収、名著普及会、1989年、179ページ
- ㉒『張州府志』『古事類苑』遊戯部所収、吉川弘文館、1983年、286ページ
- ㉓『源平盛衰記』(四)、三弥井書店、1998年、109ページ
- ㉔前掲⑳
- ㉕『世諺問答』塙保己一編、2001年、125ページ、『群書類従』第二十八輯雑部所収、続群書類従完成会、1991年、675ページ
- ㉖企画展図録『戦いの軌跡をさぐる』、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、2000年、15ページ
- ㉗『益軒全集』七所収『扶桑記勝』、図書刊行会、1973年、341ページ
- ㉘大林太良『正月の来た道』、小学館、1992年、182～185ページ
- ㉙網野善彦『飛礫覚書』、『日本思想大系』28月報、岩波書店、1972年、4ページ